

厚生労働省マイナンバー情報総点検チーム設置規程

令和5年6月21日
一部改正 令和5年7月7日
厚生労働事務次官伺い定め

(設置)

第1条 マイナンバーと各種制度情報との紐付けに誤りがある事案が複数確認されたことから、厚生労働省として、こうした事態を重く受け止め、厚生労働省が所管する関係手続について、現状の紐付け方法の確認やその正確性に関し、省内全体の取組を横串で統括して点検を行う体制を構築するため、厚生労働省マイナンバー情報総点検チーム（以下「点検チーム」という。）を設置する。

(組織)

第2条 点検チームは、チーム長、チーム長代理及びチーム員をもって構成する。

- 2 チーム長は、厚生労働事務次官をもって充てる。
- 3 チーム長代理は、老健局長及び保険局長をもって充てる。
- 4 チーム員は、別紙の職にある者をもって充てる。ただし、チーム長が必要と認めるときは、チーム員を追加することができる。
- 5 チーム長は、必要に応じ、点検チームに関連する部局の職員の参加を求めることができる。

(事務局)

第3条 点検チームに事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、大臣官房総括審議官をもって充てる。
- 4 事務局次長は、大臣官房参事官（情報化担当）をもって充てる。
- 5 事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房情報化担当参事官室において処理する。

(外部機関の参加)

第4条 チーム長は、必要に応じ、点検チームに関連する省庁の職員の参加を求めることができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、点検チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

この規程は、令和5年7月7日から施行する。

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
大臣官房年金管理審議官
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策、業務移管担当）
大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）
大臣官房審議官（職業安定、労働市場整備担当）
大臣官房審議官（社会、援護、地域共生・自殺対策、人道調査、福祉連携、年金担当）
大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）
大臣官房審議官（医療保険担当）
大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）
大臣官房審議官（人材開発、外国人雇用、都道府県労働局担当）
社会・援護局障害保健福祉部長
健康局総務課長
労働基準局労災管理課長
職業安定局雇用保険課長
社会・援護局保護課長
社会・援護局援護企画課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局介護保険計画課長
保険局医療介護連携政策課長
年金局事業企画課長
人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）